

第19回西和賀町議会定例会

令和8年3月3日（火）

午前10時00分 開 議

副議長 高橋雅一議長から欠席の届出があり、これを受理しています。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わって私、副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は11名であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

内記町長及び柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

初めに、地方自治法第106条第2項の規定により、仮議長の選任をしておきたいと思えます。

日程第1、仮議長の選任について議題とします。

お諮りします。議長欠席中の副議長の補佐のため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長委任により指名したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長 異議なしと認めます。

それでは、仮議長には柳沢安雄君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長 異議なしと認めます。

この会期中における仮議長は、柳沢安雄君に決定しました。

続いて、日程第2、議案第1号 西和賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議よろしくお願いいたします。ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について提案理由を申し上げます。

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設されました。

この制度は、令和7年4月から制度化され、令和8年4月から全国で実施されることとなっており、市町村においては乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされていることから、新たに条例を制定するものです。

詳細については、担当室長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 それでは、条例の内容について説明いたします。

令和8年4月から全国でスタートすることも誰でも通園制度につきましては、児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、条例は内閣府が定める基準に従い定めることとされていることから、国の基準に従い、本町における基準を条例で定めようとするものです。

条例の概要を説明いたします。1ページを御覧ください。第1条の趣旨では、児童福祉法の規定に基づき、本制度の最低基準を定めることとしております。

第2条では、この基準の目的として、明るくて衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員により、利用する子供の心身ともに健やかな育成を保障することを定めています。

第4条以降は、この通園制度を行う事業者についての定めとして、第5条では一般原則を、2ページに移りまして、第6条では非常災害への備え、第7条では安全計画について定めています。

3ページに移っていただきまして、第9条から第11条までは職員の要件や知識、技能の向上等について、第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則、4ページに移りまして、第13条では虐待の禁止を定めています。

第14条からは、事業運営における基準として、第14条では衛生管理等、第16条では必要な事業所内部の規定について、5ページに移りまして、第18条では秘密保持、第19条では苦情への対応、6ページに移りまして、第21条では必要な面積などの事業所の設備基準、8ページに移りまして、第22条では職員の人員の基準、9ページに移りまして、第24条では保護者との連絡について、10ページに移りまして、第28条では条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

最後に、附則についてですが、この条例は

令和8年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わります。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。
副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 3つお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このことも誰でも通園制度の内容ですとか運用といったところで、現場の先生方と共通認識が得られているかどうかということがまざり1点です。

2点目は、条例ではゼロ歳6か月から利用できる制度となっておりますが、ゼロ歳児保育の体制が整っていない本町においてはどのような運営になるのか。

3つ目は、広域通所が可能になる他市町村からの児童の受入れが可能になる制度だと理解していますが、そういった様々な児童を受け入れることについて、受入れの可否を現場で判断できるのか、体制が整っていないから断るみたいなようなことも可能なのかどうか、この3点についてお願いします。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、お答えいたします。

まず、1つ目、先生方、現場との共通認識は取れているかという部分につきましては、国のほうの定める制度が、昨年の秋頃に大体詳細が固まりまして、その時点でまず所長会議などで情報共有をして、制度の認識をまず共通で持っているということをお伝えさせていただきます。

それから、制度の対象となるお子さんが6か月以上といったところになりますけれども、制度としてはそうなのですが、あとは市町村の各施設において対象児童、年齢が決まってくるというところですので、本町においては

1歳児以上が対象になるということになります。

また、3つ目のご質問、広域入所など、ほかの制度ということがありまして、まずそれぞれの制度でご希望する制度を利用していただけようになってございます。もちろん利用定員が埋まっていて利用できないといったところでお断りをする場合がありますけれども、その場合はほかの施設を選んでいただく。それで、希望する制度にのっとった保育を受けていただくようなことになるかと思えます。

以上となります。

副議長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。1点目、分かりました。2点目も分かりました。

3つ目のところで、保育が必要な児童に対して断るということを推奨しているわけではないのですが、慣れていない保育の現場で、預けられる子供も預かるほうの保育士も、相当な負担になるということが、そういったことも予想されます。保育所側も、子供の実態が分からないと1対1での対応が求められることもあって、通常の保育を受けている子供たちに影響がないようにというところでは、相当な配慮が必要なのではないかと思っています。そういったところで、実際受入れ児童が発生した場合には、現場任せではなく、担当課、教育委員会が常に連絡体制をしっかりと現場を支えるということが必要だと思うのですが、そういった相談、連携体制のほうは検討されているでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やっぱり入所されていない児童さんを必要な時間だけお預かりするというのは、やっぱりいろいろ危険、リスクがあるといったところで、例えばですけども、食べ物のアレルギーとか、そういっ

たところのやっぱりリスクがあるということは現場のほうでも承知をしておりますし、私たちもそのように理解をしておりますので、当然現場とはしっかりと連携を取りながら対応していければと考えております。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第2号 西和賀町基本構想審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町基本構想審議会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

第3次西和賀町総合計画の策定に当たり、行財政改革に関すること及び地方創生に関することを総合計画に包含したことから、西和賀町基本構想審議会の所掌事務に当該事務を追加するため、所要の改正をしようとするものです。

第2条、審議会の所掌事務について、第4

号を第6号に改め、第4号、行財政改革に関すること及び第5号、地方創生に関することを追加するものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 ただいまの条例改正で、行財政改革に関すること、それから地方創生に関することが基本構想審議会の所掌事務に入ったということですが、行政改革審議会のこれまでの開催状況について、どのように行われているのか。令和7年については、当初予算15万円が予算化されていたと思いますけれども、行政改革審議会の最終の開催、直近開催の状況などについて知りたいと思います。

また、基本構想審議会に包含するに当たって、これまでの行政改革審議会の活動、その成果としての答申について、どのような総括を行っているかお伺いします。

続いて、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議のこれまでの開催状況も、同じように令和7年度当初予算では11万7,000円予算を置いていたと思いますけれども、最終開催はいつであったのか。

同じように、基本構想審議会に包含するに当たって、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議をどのような総括を行っていたのかお伺いします。

その上で、今後基本構想審議会は、総合計画基本構想の答申をどのような運営を行うか、どのように考えているかお伺いします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、お答えいたします。

行政改革審議会と、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略の開催状況、そしてその内容の総括と今後に向けて、基本構想審議会での諮問等答申についてというご質問についてお答えいたします。

まず最初に、西和賀町行政改革審議会の開催につきましては、最終の審議会が令和5年度ということで、令和6年3月22日に開催したのが最終の開催になります。

そちらにつきましては、その内容では行政改革大綱ということで、第3次の行政改革大綱の期間中でありましたので、取組状況であったり、その内容の評価について協議を実施したところでもあります。

そして、もう一つ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議につきましては、令和7年度ということで、最終が1月の23日に最終の会議を開催したところになります。こちらにつきましては、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の期間中ということで、総合戦略の検証と、それからKPIの状況ということで審議をしたところになります。

それぞれ行政改革のほうの審議会につきましては、これまで第3次までということで計画期間進めてきたところですが、審議会の中で実際のところ、こちらを包含するという話は特にしていないところになります。既にもう委員のほうの任期が切れておりましたので、この総合計画を進めるに当たりまして、町のほうの考え方、進め方につきましていろいろと内部のほうで協議をした結果、この総合計画については、行政改革大綱第3章という形で、総合計画にまず包含するということが内部協議をしまして、そちらにつきましては審議会のほうで改めて審議をしているわけではないです。

そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和6年の際に総合戦略の推進会議の中で一体化についての方針を説明

いたしまして、その中で7年度の最終のときにまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議の中で総括をしたところになります。一応こちらの基本構想審議会の中で今後議論していくという話をしております。

今後につきましては、基本構想審議会を総合計画の中に、今回総合計画の中に位置づけをしましたので、基本構想審議会の中でそれぞれ目標を定めた内容について検証をして進めていくこととなりますし、町のほうからは諮問して、そちらについて答申をいただくという形になります。まだ最終年度、令和7年度までがそれぞれ前計画になりますので、そちらについても令和7年度までの実績を踏まえて、令和8年度の基本構想審議会の中で最終的な検証をして、それぞれの計画、行革の大綱と、それからまち・ひと・しごと総合戦略のそれぞれの目標につきましては、最終そこで令和8年度に検証して終了する予定となっております。

副議長 真嶋実君。

2番 行政改革審議会については、先ほどの説明ですと任期が切れているということでしたでしょうか。これは、その後の再度組織なり指名というのは必要がなかったのかということ。

それから、あと続いて、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議は、令和7年度で1月ということは、今、令和8年の1月中に開催されたということですね。

あとは、基本構想審議会については、今回答申を出すことで、ある意味当初の予定では解散というか、その後の任期なり再任用についてどういう考え方を持っているのかお知らせください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 行政改革大綱の任期についてお答えいたします。

行政改革審議会の委員の任期につきまして

は、令和6年の3月24日ということで、まず一旦そこで任期のほうは終了しております。また、さらに取組状況等の評価につきまして、内部のほうでどういう形で進めるかということをちょっと協議しながら進めていたところになりますので、その審議会を開催するとなると、また新たに委員の公募と、それから委員の推薦等をする予定にはしていましたが、今回はまず包含するということを内部で決定したということで、改めて委員のほうを行わなかったという形になります。

そして、基本構想審議会の委員につきましては、現在一応答申は終わったところではありますけれども、それぞれ任期がまだ継続してありますので、任期満了までは今の委員の皆さんにお願いをして進めるという形になります。そして、任期切れるタイミングで、また新しい委員の方々に推薦をお願いしまして、また新たに継続して基本構想審議会のほうの委員は決定をしていくという形になります。

副議長 真嶋実君。

2番 先ほども聞いたような気がするのですが、行政改革審議会、任期が切れた後、新たに指名というか、組織する必要は、内部討議だけで済ませていいような審議会だったのでしようかという確認です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

行政改革審議会につきましては、行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議するという形で条例のほう定めております。今回行政改革の推進について、大綱を実際作成して進めていくのか、それとも総合計画に包含して進めていくかということで、まず内部協議をして進めてきております。まず、推進するという形については、これまでも審議会を開催して皆さんにご協議いただいたところではありますけれども、その策定に対してちょっとどのような形で進めるかというのを内部で

協議をして、内部で決定をしたというところになりますので、あえてそこで審議会を開催せずに進めたというところになります。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町基本構想審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第3号 西和賀町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町行政手続条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。第15条、聴聞の通知の方式について、現行条例では相手方の所在が判明しない場合の通知方法として、掲示場への掲示による方法を規定しておりますが、情報伝達手段の多様化に対応し、電子的手段を含め公示方法を規定するものです。

2 ページ、第16条、代理人、第22条、続行期日の指定、第29条、聴聞に関する手続の準

用については、第15条に第4項が追加されたことに伴う改正です。

次に、附則についてであります。附則第1項では、施行期日を令和8年5月21日とし、附則第2項に経過措置として、施行日前の通知については改正前の条例によると定めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町基本構想審議会条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

第3次西和賀町総合計画の策定に当たり、行財政改革に関すること及び地方創生に関することを総合計画に包含し、基本構想審議会において一体的に審議することとしたことから、別表第1（第3条関係）の職名、行政改革審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員に係る報酬規定を別表第1から削除するものであります。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第5号 西和賀町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の主な改正内容について説明いたします。

1 ページを御覧ください。第1条の2において、定義を新たに規定するもので、第1号から第5号までの用語の意義を明確にするものです。

2 ページを御覧ください。第2条は、赴任の意義を第1条の2で整理したことに伴い、条文を改めるものです。

さらに、旅行命令等が変更された場合の取扱いを整理するものです。

加えて、3 ページ、第6項では、旅行役務提供契約に基づき、職員への支給に代えて当該事業者へ直接支払うことができる規定を追加するものです。

4 ページ、第3条及び5 ページ、第4条は、条文の整理を行うものです。

第5条から9 ページ、第11条までは、旅費の種類及び各交通機関別の支給内容について、規定の体系を整理し、現在の実務に即した内容に見直すものです。

また、「別表」を「別表第1」とするなど、規定の整理を行うものです。

第12条は、従前国家公務員の例によっていた移転料について、条例において具体的に転居費として規定し、支給基準を明確化する

るものです。

10ページ、第13条は、「着後手当」を「着後滞在費」に改め、赴任に伴う転居時の滞在費として位置づけを明確化するものです。

また、新たに第13条の2を設け、職員の赴任に伴う家族の移転について、家族移転費を新設し、扶養親族の年齢区分に応じた支給基準を具体的に定めるものです。

12ページ、第17条は、外国旅行に係る旅費について、国家公務員の例によると定めるものです。

第21条は、旅費の調整事由について整理するものです。

13ページ、第23条は、旅行役務提供契約に基づき、旅行役務提供者が旅費に相当する金額の支払いを受ける場合の請求手続を明確にするものです。

第24条は、随行対象となる上級者に教育長を追加するものです。

14ページ下段の別表第2（第12条関係）は、転居費の額を新たに規定するものです。

次に、16ページ、附則についてであります。附則第1項で施行期日を令和8年4月1日からとし、附則第2項から第5項まで経過措置として、施行日前の旅行命令等については改正前の条例によると定めるものです。

第6項、西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、17ページ、第6条、旅費及び費用弁償について、西和賀町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、第3項中の第13条の2第1号を第13条の3第1号に改めるものです。

第7項、西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についても、特別職と同様に、18ページ、第4条、費用弁償について、第3項中の第13条の2第1号を第13条の3第1号に改めるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、

原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金を徴収することになったことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。

それでは、私から条例の一部改正の主な内容についてご説明いたします。

この改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するために要する費用として子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て支援金が徴収されることに伴い、その支援金に係る課税方法等について西和賀町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

1 ページを御覧ください。第2条第1項第1号及び第4号は、国民健康保険税の課税額を規定しているもので、子ども・子育て支援納付金を新たに追加するものです。

2 ページを御覧ください。第2条第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の算出方法を追加するもので、子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とするとしております。

現行の医療分、後期高齢者支援金分、介護分は3方式、所得割、均等割、平等割の合計で算定しておりますが、子ども・子育て支援分についても同様に3方式に18歳以上均等割を加算した合計額とするものです。

3 ページを御覧ください。第3条からは、各支援金等の税率、税額を規定しており、4 ページ、第9条の4から5ページの第9条の7を追加し、子ども・子育て支援納付金の額を規定するものです。

第9条の4に子ども・子育て支援納付金分の所得割額を、第9条の5及び第9条の6に被保険者及び18歳以上被保険者の均等割額を、第9条の7に世帯別平等割額を追加しております。

額は次のとおりになります。所得割額は、

基礎控除額の総所得金額等に100分の0.21を乗じて算定、均等割額は被保険者1人につき1,100円、18歳以上被保険者1人につき43円、世帯別平等割は世帯区分に応じ、特定世帯350円、特定継続世帯525円、それ以外世帯は700円となります。

この税率等については、県の標準保険料等を参考に各市町村で定めることとなりますが、国が示している医療保険加入者1人当たりの平均月額においては、全制度の平均月額が250円となっており、県の試算も同様でありましたが、当町においては負担を低くということで、市町村国保の平均月額で示されている200円となるように試算したところです。

5 ページ以降の制定附則部分については、子ども・子育て支援納付金分に係るものを追加するものですが、説明を割愛させていただきます。

13ページを御覧ください。改正附則についてですが、第1項では施行期日を令和8年4月1日とするものです。

第2項では、経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 子ども・子育て支援金の納付金による課税額が増えるということによろしいか、保険の加入者全体に課せられるという理解によろしいかということをお願いします。

副議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 全体の課税額が子ども・子育ての分増えるという形になります。全体の加入者を対象としております。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。

通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

普本歌織君。

3番 ただいまの議案に反対の立場で討論をいたします。

子ども・子育て支援金納付金については、子育て支援の手当は必ず必要なものではありませんが、こういった保険料に上乘せする形ではなく、国で必要な財源を確保するべきものであると考えます。物価高で皆さんの生活が苦しい、そういった中で国民の負担を課すべきではないということを申し上げて、反対討論といたします。

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

表決に入ります。

議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第7号 西和賀町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町営住宅等条例の一部を改正する条例

について提案理由を申し上げます。

町では、公営住宅の将来的な需要見通しを踏まえたマネジメント方針である西和賀町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の有効活用と効率的かつ適切な管理を進めておりますが、本計画により、令和7年度に公営住宅の一部について用途廃止を行ったことから、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。別表第3条関係、町営長瀬野団地の名称、位置及び戸数を削除するものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第8号 西和賀町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号
西和賀町消防団条例の一部を改正する条例に
ついて提案理由を申し上げます。

消防団員の処遇改善を図るため、団員に支
給する報酬の額について所要の改正をしよう
とするものです。

1 ページを御覧ください。第10条に規定す
る報酬について、条文中の別表の表記、「別
表1」を「別表第1」に、「別表2」を「別
表第2」に改めるとともに、報酬額の見直し
を行うものです。

別表第1 関係では、団員の年額報酬を現行
の3万6,000円から3万6,500円に引き上げる
ものです。

別表第2 関係では、災害出動に係る報酬区
分を見直し、「4時間を超えたとき」を「4
時間を超え7時間以内」に改め、新たに「7
時間を超えたとき」の区分を設け、支給額を
1回につき8,000円と定めるものです。

次に、附則についてであります。2ペー
ジを御覧ください。この条例は、令和8年4
月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入りま
す。

議案第8号 西和賀町消防団条例の一部を
改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決され
ました。

続いて、日程第10、議案第9号 西和賀町
水道事業給水条例の一部を改正する条例を議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号
西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する
条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、令和6年1月に発生した能登
半島地震等において、給水装置工事事業者が
不足し、多くの家屋で宅内給水の復旧が遅れ
ることとなったことを踏まえ、国土交通省の
指導に基づき、所要の改正をしようとするも
のです。

1 ページ、第7条、工事の施行にただし書
を追加するもので、災害、その他非常の場合
において、事業管理者が必要と認めるときは、
他の市町村長または他の市町村長が指定をし
た者に給水装置工事を行わせることができる
よう改正を行うものです。

次に、附則についてであります。この条
例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第10号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、令和6年1月に発生した能登半島地震等において、給水設備の工事事業者が不足し、多くの家屋で排水装置等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、国土交通省の指導に基づき、所要の改正をしようとするものです。

1ページ、第7条、排水設備指定工事店の指定にただし書を追加するもので、災害、その他非常の場合において、事業管理者が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせることができるよう改正を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第11号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1ページ、別表第1、人槽別標準事業費及び分担金限度額について、浄化槽設置に係る個人分担金の算定基準となる5人槽標準事業費を97万8,000円から103万8,000円に改正を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第13、議案第12号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、関係する3つの条例について所要の改正を行うものです。

1ページを御覧ください。第1条では西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、第2条

では西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、2ページ、第3条では西和賀町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部をそれぞれ改正するものです。

改正内容は、各条例において引用している児童福祉法の条項について、法律改正に合わせて改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第13号 西和賀町行政改革審議会条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 　ただいま上程になりました議案第13号
西和賀町行政改革審議会条例を廃止する条例
について提案理由を申し上げます。

この条例は、西和賀町行政改革審議会の所
掌事項を西和賀町基本構想審議会が包含する
ことに伴い、西和賀町行政改革審議会条例を
廃止しようとするものです。

次に、附則についてであります、この条
例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第13号 西和賀町行政改革審議会条例
を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決され
ました。

続いて、日程第15、議案第14号 西和賀町
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金
条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 　ただいま上程になりました議案第14号
西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子
補給基金条例を廃止する条例について提案理

由を申し上げます。

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利
子補給基金は、新型コロナウイルス感染症対
応地方創生臨時交付金の交付を受け令和3年
に設置した基金ですが、当該基金の設置期間
が令和8年3月31日までとなっていることか
ら、当該基金を廃止しようとするものです。

次に、附則についてであります、この条
例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 基金の廃止ということですがけれど、
現在残高は残っていないのか、もし残ってい
たら、その処理の方法についてお知らせ願
います。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 　お答えいたします。

まず、このコロナ感染症のウイルス緊急利
子補給事業についての基金ですが、利
子補給は町の制度に基づくものと県の制度に
基づいて補給している2種類があります。町
の制度に基づくものは、令和7年度をもって
まず返済が全て終了しているというものにな
りますし、県の制度に基づくものは期間が10
年というふうに定められているので、令和12
年までの利子補給はまだあります。ただし、
基金の造成につきましては、内閣府からのま
ず通達がありまして、5年間というふうに定
められているので、今回廃止するという状況
になります。

残高につきましては、県のほうの残高は令
和12年度までの分で見込みで880万ほどの利
子補給を債務負担行為という形で措置する形
です。今現在の基金の残高につきましては、

一般会計のほうに繰り入れる形になります。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第15号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、事業完了見込みに伴う額の調整、国の補正予算に伴う事業の追加、普通交付税の確定など、決算に向けて調整を必要とするものについて所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,420万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,044万9,000円とし、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費は19事業

で2億3,713万円、債務負担行為の補正は2事業を追加し、限度額を497万7,000円とするものであります。また、地方債の補正は、2事業を追加、限度額を240万円とし、13事業の限度額をそれぞれ変更し、1事業については廃止するものであります。

主な補正予算の内容は、歳出では庁舎等整備基金積立金3,003万6,000円、減災基金積立金1,164万5,000円、さわうち病院事業7,214万6,000円、道路除雪総務費1億1,397万7,000円、道路除雪車両管理費2,083万3,000円、下水道事業3,585万8,000円をそれぞれ増額し、農地・農業用施設維持管理費1,400万円、農業用水路等長寿命化・防災減災事業1,068万1,000円、中山間地域等直接支払事業1,908万7,000円、多面的機能支払事業3,016万8,000円、除雪機械整備事業1,270万円をそれぞれ減額したほか、各種事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では、町税2,428万7,000円、普通交付税2億713万6,000円を増額し、農業費補助金6,061万5,000円、ふるさと水と土保全基金繰入金1,400万円、町債1,400万円を減額したほか、各種事業の完了見込み等による調整を行ったものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。22ページからになります。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、年度末までの給料、職員手当等及び共済費の見込額を精査し、予算の調整を行うものです。また、各事業における減額は、事業費や負担金等の確定により減額調整をするものです。

それでは、主な補正内容について説明いた

します。24ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費176万8,000円の増額は、今季の降雪状況を踏まえ、駐車場排雪業務委託料及び雪庇除去業務委託料などの増額が主なものです。

基金造成事業については、普通交付税等の確定及び各事務事業等の事業費が確定したことにより、庁舎等整備基金積立金3,003万6,000円、減債基金積立金1,164万5,000円の増額が主なものです。

25ページ、6目企画費、地域交通路線対策事業については、町民バスの故障に伴い、エンジンの積み替えが必要となったことから、修繕料287万7,000円を増額するものです。

26ページ、8目自治振興費、地域づくり推進事業については、各地域づくり組織における自治活動に要する経費等の確定により、地域づくり組織一括交付金169万2,000円を減額するものです。

コミュニティ助成事業については、2地区の事業申請をしておりましたが、1地区について事業採択されなかったことにより、130万円を減額するものです。

27ページ、9目行革推進費については、行政改革審議会の所掌事務を基本構想審議会が包含したことに伴い、委員報酬及び費用弁償を減額するものです。

2項2目賦課徴収費については、定額減税補足給付金の確定に伴う154万円の減額が主なものです。

3項戸籍住民基本台帳費469万8,000円の減額は、戸籍住民基本台帳事務費及びマイナンバーカード普及促進事業の事業費確定が主なものです。

30ページを御覧ください。3款1項2目高齢者福祉費、老人保護措置委託事業653万円の減額は、施設入所者が減少したことに伴うものです。

31ページ、2項1目児童福祉総務費、保育

施設統合整備事業527万3,000円の減額は、社会福祉法人にしわが愛児会新保育施設建設事業費補助金などの確定によるものです。

35ページを御覧ください。4款1項2目予防費、予防接種事業368万4,000円の減額及びがん検診等委託事業260万円の減額は、それぞれ事業実績に合わせて調整するものです。

36ページ、2項清掃費475万1,000円の減額の主なものは、岩手中部広域行政組合負担金及び北上地区広域行政組合分賦金の確定によるものです。

37ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、集落営農連携等強化促進事業938万円の減額は、集落営農連携等強化促進事業県補助金を財源として農業機械の導入を予定しておりましたが、補助事業採択とならなかったため、事業を中止し減額するものです。

38ページ、5目農地費については、事業費等の確定に伴い、農地・農業用施設維持管理費1,400万円の減額、農業用水路等長寿命化・防災減災事業1,068万1,000円の減額、県営経営体育成基盤整備事業（川舟地区）870万円の増額、39ページ、中山間地域等直接支払事業1,908万7,000円の減額、多面的機能支払事業3,016万8,000円の減額をするものです。

40ページ、2項2目林業振興費、民有地整備促進事業125万9,000円の減額は、民有林環境保全整備事業費補助金の事業費確定によるものです。

3目造林事業費、民有林管理事業121万6,000円の減額は、森林病虫害防除業務委託料及び森林管理巡視業務委託料の確定によるものです。

41ページ、4目林業者施設費、林構施設管理運営費については、オロセのつり橋橋梁補修工事において、施工中に新たに高欄の腐食が見つかったことから、その補修に係る工事費188万8,000円を増額するものです。

42ページを御覧ください。7款1項3目観

光費、観光施設管理運営費280万円の増額は、沢内バーデン男女脱衣室及び事務室エアコン設置工事を行うものです。

観光費臨時事業については、43ページ、温泉開発事業補助金の確定に伴う168万7,000円の減額が主なものです。

川をいかしたまちづくり事業については、事業の内容の見直しに伴い、306万円を減額するものです。

45ページを御覧ください。8款2項1目道路橋梁総務費、道路橋梁事務費338万3,000円の増額は、町営大沓団地への進入路となる町道予定地を購入するための用地測量登記業務委託料及び用地購入費となります。

なお、用地測量登記業務委託料については、5項1目住宅管理費からの予算組替えになります。

3目道路除雪費、職員人件費64万3,000円の増額、道路除雪総務費1億1,397万7,000円の増額及び46ページ、道路除雪車両管理費2,083万3,000円の増額は、今期の降雪状況並びに除排雪に係る費用の執行状況を踏まえ、今後必要となる費用について精査したものです。

除雪機械整備事業1,270万円の減額は、事業費の確定によるものです。

47ページ、5項1目住宅管理費については、公営住宅改善事業をはじめ、各種事業の事業費の確定により、965万5,000円を減額するものです。

48ページを御覧ください。9款1項4目防災対策費、防災対策事務費については、国の補正予算に伴い、避難所に配置する冷風機を購入するため、522万5,000円を増額するものです。

49ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、西和賀高校教育振興事業については、ローイング部東北大会出場に係る経費及び冬期間のJ R北上線の臨時運休に伴う代行バス

運行に係る経費を精査し、50万4,000円を増額するものです。

50ページ、西和賀高校と協働した地域人材育成事業については、学生寮整備費補助金の事業費確定により800万円を減額するものです。

51ページ、2項1目学校管理費、小学校施設管理費については、国の補正予算に伴い、湯田小学校インターホンシステム新設工事を行うため、245万3,000円を増額するものです。

56ページを御覧ください。12款1項公債費142万3,000円の減額は、地方債償還元金及び償還利子の確定により調整を行うものです。

次に、歳入ですが、16ページを御覧ください。1款1項町民税2,314万7,000円の増額及び2項固定資産税250万円の増額は、課税状況及び収納状況の精査により調整するものです。

12款1項地方交付税2億713万6,000円の増額は、普通交付税の交付実績に合わせ計上するものです。

17ページを御覧ください。14款2項2目1節社会福祉費負担金については、後期高齢者医療広域連合への派遣職員に係る人件費負担金577万2,000円の増額が主なものです。

16款1項国庫負担金11万3,000円の減額、2項国庫補助金1,125万2,000円の減額、18ページ、17款1項県負担金529万6,000円の減額、2項県補助金6,238万円の減額及び19ページ、3項委託金81万7,000円の減額は、それぞれ歳出の対象事業費の確定により調整を行うものです。

このうち、国の補正予算に伴うもので16款2項1目1節総務管理費補助金、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）261万2,000円の増額は歳出の防災対策事務費の財源として、2節戸籍住民基本台帳補助金、戸籍住民基本台帳整備費184万8,000円の増額は歳出の戸籍住民基本台帳事務費の財源として、18ページ、

5目1節教育総務費補助金、学校施設環境改善交付金122万6,000円の増額は歳出の小学校施設管理費の財源としてそれぞれ見込むものです。

20ページを御覧ください。18款2項2目物品売払収入522万9,000円の増額は、公用車公売による売払収入であります。

20款1項1目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金については、当該基金の設置期間が令和8年3月31日までとなっていることから、基金残高の174万1,000円を繰り入れるものです。また、歳出において、6款1項5目農地費の農地・農業用施設維持管理費1,400万円を減額したことに伴い、財源として見込んでいたふるさと水と土保全基金からの繰入金1,400万円を減額するものです。

22款4項1目3節雑入、21ページ、農地中間管理事業等促進関連事業費226万円の増額は、歳出の6款1項3目農業振興費の財源として見込むものです。

23款町債については、各事業の事業完了、事業実績等に合わせ調整するものです。

6ページ、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費になります。翌年度への繰越事業を19事業とし、翌年度への繰越額の合計を2億3,713万円とするものです。

繰越使用を必要とする理由は、61ページから63ページに記載の令和7年度繰越明許費繰越見積調書のとおりでありますので、ご確認いただきたいと思っております。

8ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正は2事業を追加するもので、(仮称)西和賀町保健センター建設事業については、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を369万6,000円に、令和7年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業については、期間を令和8年度から令和15年度までとし、限度額を128万1,000円とするもので

す。

9ページから13ページまでは第4表、地方債補正になります。追加が2事業で、限度額240万円とし、事業費の精査等により限度額を変更する事業が13事業、事業計画の変更により廃止する事業が1事業であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは、6事業について質問したいと思っております。

最初に、25ページのバスの修繕ということでしたのですけれども、エンジンのトラブルというか、乗換えということで、かなりの高額なのですけれども、どれくらい使用したバスで、これからどれくらい使う……いわゆる新たに購入するよりも、今この修繕費をかけたほうが良いというような判断に至った経緯についてお伺いします。

続きまして、37ページ、集落営農連携強化推進事業、採択ならずということだったのですけれども、この採択にならなかった理由についてお伺いします。

続いて、40ページの下の方の町有林の管理と民有林の管理費、委託して減額補正ということなのですけれども、これは事業が終了して減額ということなのか、事業が全て終わらないための減額だったのかという点について。

続いては、43ページになりますか、川をいかしたまちづくり事業、令和7年度は工事がなくて用地の補修というふうに理解しているのですけれども、この用地補修において、当初の見込みより安くということなのか、それともこれまで用地補償について終わっていない

いための減額なのか、この点について。

最後、48ページの説明がありました防災対策ということで、冷風機520万5,000円、これどういうもので、かなり大きなものなのか。個数とか、あとは移動等が簡単にできるものなのか、この冷風機その製品の内容についてお伺いします。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

私は、48ページ、防災対策事務費、冷風機の備品購入の部分、522万5,000円の内容についてご説明をしたいと思います。

本町では、災害時の避難生活環境の確保を目的としまして、簡易トイレであったり簡易ベッドの備蓄品の整備を進めております。こういった最低限の部分は今までそろえてきておりました。あと、近年の猛暑化といいますか、そういった部分への対応という部分がまだちょっと欠けている部分があるということで、今回補正をさせてもらってございます。

今回は、避難所に冷風機を新たに配備して、温熱環境の改善と熱中症リスクの低減を図って、避難者が安心して生活できる環境を整備したいというものでございます。平時については、防災訓練であったり、町のイベントなんかでも使えればなど。あと、体育館にちょっと設置しようと思っていましたので、学校とか、そういった体育行事でも使えるのかなというふうに思っています。

設置場所でございますけれども、湯田トレーニングセンターに3台、沢内中学校の第2体育館に2台、合計5台を今予定してございません。

移動でございますけれども、ちょっと大きいので、室内ではキャスターついているので移動できますけれども、ほかの施設に移動するとなると、ちょっと大きな重機等が必要になってくるものというふうに考えてございます。

基本的には、旧町村中心部分に1つずつ、それぞれ災害がないと想定される指定の場所に備えるという形で避難者の環境を整えていきたいというものでございます。

以上でございます。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 25ページにあります企画費の地域交通路線対策事業の町民バスの修繕料についてお答えいたします。

こちらの今回修繕が必要となったバスにつきましては、令和3年の3月に購入をしたマイクロバスになります。こちらにつきましては、購入してから年数が、まだもう少し利用したいということで、今回修繕をすると判断をしたところになります。

以上です。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

37ページの集落営農連携等強化促進事業の関係の減額の関係でしたけれども、こちらにつきましては事業採択を目指してビジョン策定して、それに基づいて今後の計画ということで、県のほうに申請を上げておりました。しかし、採択要件のポイントに達することができなかつた。その理由としては、集積率、あとは農地の面積等々、それ以外の項目もありますけれども、そういったものでちょっと厳しく審査されるものですから、そこで達成することができなかつたということで、不採択ということで減額補正をさせていただいたものとなっております。

それからあと、40ページの造林費の関係、町有林整備事業、それから病害虫の関係ですけれども、町有林と整備事業の委託料の減額につきましては、これは見積り取った際の残もありますし、あとはある程度数年間の、5年間なら5年間の計画で施行地を決めているのですが、現地がちよっと、ここはやらなくて

もいい、できないだろうとか、あとは木がもうちょっと衰えてしまっていて、例えば下刈りとかをしなくてもいいだろうとか、そういったところがやっぱり出てきますので、そういったことによって事業費を減額しているというようなことになります。

あと、病害虫の関係なのですけれども、こちらについては当初予算で予定していた防除計画の面積分、事業を実施したかったのですが、県のほうからのこれ補助金もございまして、これが県のほうから、なかなかうちで予算要求したくらいの額まで交付もされなかったというようなこともありまして、その分については単費はちょっとなかなか難しいですので、減額をさせていただいたというような内容になっております。

以上です。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは、43ページ、川をいかしたまちづくり事業についてですけれども、こちら令和7年の12月5日の議会報告会の際にもちょっと説明をさせていただいた部分ですけれども、令和7年度につきましては無地内地区の測量設計と、あと用地買収というような形で計画をしていたものですけれども、その用地の関係につきまして、一部は購入しましたけれども、もう一筆のほうにつきましてはちょっと権利関係で難しいというようなこともありまして、国土交通省のほうと協議をした結果、結果的に国の敷地にまず基盤整備をしていただけるという形になりました。そういうことで、その整備が令和8年度にはなると思っていますので、そこが整備された後に町のほうでそういった形で設計をしたいという形になりますので、令和7年度の測量設計につきまして、委託料の部分を減額させていただくという形になっております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。バスの修繕はまだ新しいということだったのですけれども、年数の割に走行距離が多くてということはなかったのかという点が1点です。

集落営農の採択にならなかった点について、我々の組織でもこういう経験があつてなのですけれども、いわゆる集積要件が、今課長からも説明がありました、なかなか厳しくてという話だったのですけれども、やはりこういう中山間の地域と平場の地域で同じような集積要件を出されますと、我々の中山間地域ですとなかなか集積ができない事情というのがあります。山1つ挟んでとか川挟んでとか。ですので、県のほうにそういう面で中山間は、この集積要件を、中山間ということでの要件緩和みたいなことの要望はなされているのかという点です。

あと、民有林の病害虫、県の予算がつかなかったということなのですけれども、病害虫の発生、様々あると思うのですけれども、それについて県でも認識している中でだったのですけれども、その辺早く対策を取らなければいけないという点もあると思うのですけれども、その点について県とどのような調整をなされているか。

川をいかした事業については、すみません、先ほど課長説明したように、一度説明聞いていますけれども、確認ですけれども、当初の予定から少し場所がずれたといいますか、新ルートからずれたところの工事ということなのかの確認です。

防災事業の冷風機、大型扇風機とまた違うというようなことで、今5台という説明あったのですけれども、大型扇風機のようなものではなくて冷風機ということですので、私たちイメージするような大型扇風機とは違う製品なのかということをもう少し詳しく説明いただければと思います。

副議長 農林課長。

農林課長 集積率が厳しいと、中山間地域については、平場と比べれば、当然その集積率取るとなるとやっぱり厳しくなってくると思います。この点については、やっぱりちょっと厳しいのではないかとということで、会議等ある際には町のほうからもお願いはしておりますけれども、今後新たに農政のほう、また変わってきますので、そういった中でどういった取扱いになってくるかということには期待をしておりますし、あと別の事業等々も取り入れながら、そういったところをすくい上げられるような形にしていきたいと考えておりました。

あと、病害虫の関係なのですけれども、いずれかなり町内でも木が赤くなって、秋でもないのに赤くなってしまっているようなところがたくさん見受けられるということで、このことが今度は鳥獣被害とか、いろんなことにも波及してくるということになっておりますので、なるべく県のほうには予算のほうをつけていただいて進めていければと考えておりますけれども、なかなか単価的な部分であったりとか、やってくれる事業体の都合とかいろいろありますので、そういったものを調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 車両につきましては、今回修繕が必要な車両につきましては、令和7年の6月時点にはなるのですけれども、30万キロほどを運行している車両になりまして、年間通しまして約7万キロぐらい運行しているような形になっております。この車両だけがすごく飛び抜けて運行しているというわけではなくて、全ての車両をうまく標準的に運行するように心がけているところになります。

今回、来年度の予算で、平成21年の車両に

ついてちょっと更新をお願いすることとしておりましたので、この令和3年の車両については、まず引き続き運行していきたいということでの計上となっております。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

当初計画の場所からは、大きくずれてはおりませんが、まず大体こちらから行くとなげ瀬方面に少し用地が移ったという形にはなります。大体当初の計画どおりの規模は確保したいというふうには考えております。

以上です。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

冷風機の内容とといいますか、どういう形で冷やすのかということですが、水の気化熱を使って空気を冷やす仕組みということで、よくある冷風機と同じだとは思いますが。水をタンクに補給して、ファンを回して、空気をそこを通して冷やしてあげると。ただ、真っすぐではなくて、効果的に冷やしてあげるという形になりますので、ある程度たくさんの方を冷やすことができるということになります。

あと、さっきちょっと大きさという話ありましたが、割と大きくて重いタイプでございまして、重さで183キロほどあるタイプなので、すぐちょっとどこかにというよりは、キャスターなので、室内では移動できます。そういうことになります。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 26ページの地域づくり組織一括交付金が169万2,000円減額ということですが、その内容をお知らせください。

それから、30ページの高齢者福祉費で、老人ホームの措置委託料が減額になっていることについて、入所者の減ということでしたけれども、この入所者の減というのが一時的な

ものなのか、今後構造的なものなのか、それについての対応等についての考え方をお知らせください。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

26ページの地域づくり推進事業、18節の地域づくり組織一括交付金169万2,000円の減額の内訳でございます。中身としましては、ちょっといろいろあるのですけれども、小さな集会の開催支援分ということで、公民館のない例えば湯川ですとか、そういったところに支援をさせてもらっていましたが、その部分で活動に合わせた中での減額が84万7,000円ほどございます。

あと、地域計画策定分ということで、策定した地域に5万円を交付するという事で予算措置してございましたけれども、当初の予算額20万に対して1地区ということで15万ほど減額になるということでございます。

あと、これは特殊なのですけれども、令和6年度の繰越分が使い切れなかった部分があった部分を減額させてもらって、56万ほどの減額ということになってございます。大きくは、そういった部分での減額という内容でございます。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 30ページの老人保護措置費についてお答えいたします。

こちらの減額は、4月から5月のうちに2人の方がお亡くなりになりまして、その後措置する方が発生しなかったもので、今回減額させていただきました。

以上です。

副議長 中村ひとみさん。

4番 私から、43ページの環境整備事業のところですが、これはどういった性質のものでしょうか。例えば錦秋湖周辺でも特定の場所なのか、それともその都度そういった整備が必要になったときにそういった整備を

する事業なのか。今回減額になったのは、そういった事業をする委託先が見つからなかったということなのか、ご説明いただきたいと思います。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 43ページの錦秋湖周辺環境整備業務委託の部分だと思っておりますが、お答えいたします。

こちらにつきましては、大体観光協会のほうが主体となりまして、今までビューポイント点検ということで、錦秋湖周辺を関係者と一緒に回りながら、例えば支障木、景観上支障になるような部分の木を撤去しようとか、あとは大幅に荒れているような部分のところを、そこを整備しようというような、皆さんからのご意見をいただきながら、改善できる箇所を改善していこうという内容になります。7年度につきましては、大体一定程度そういうふうな部分の修繕というか、その整備という部分が終わったことから、新たに対応するような部分が発生しなかったということなので、そういうふうな業者さんへの委託というようなものは出てこなかったという状況にあります。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 そうすると、そういった環境、例えば倒木ですとか、樹木というのは伸びますので、そういったビューポイントチェックをすると、また令和8年度もそういった需要が発生する可能性があるかと思いますが、そういったところはきちんと予算化されているということでしょうか。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 そういうビューポイント点検というような部分につきましては、その活動の中にも含まれておりますので、例えば観光協会のほうが主体になって取り組んでいくということです。その中から、またこういう必要性

が出てくれば対応できるように予算措置というのは当初にしているということになります。以上です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 48ページの住まいの省エネルギー改修推進事業のところですか。これたしか今年度から県でなくて町のほうでやっている事業だと思いますが、予算の85万全額減額ということで、つまり補助金の申請がなかったのかなと思います。相談があつて補助金の申請がなかったのか、それとも相談もなかったのか、まず伺いたいです。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 48ページの話です。住宅費の中での住まいの省エネルギー改修推進事業、ここに、47ページ、48ページに住宅関連の施策の中で、住宅づくりに対する、もしくは改修に対する補助事業等々があるわけですが、これにつきましては国とか県とかの補助金を活用しながら、不足部分を町が支援をしていながらやっていくものとなっています。この住まいの省エネルギー改修推進事業につきましては、ZEH基準等々、省エネルギー対策として行う場合に町が補助金を出すもので、当然ある程度相談を受けながら進めていくわけですが、実績としては令和7年度においてはなかったということになります。ほかの減額事業につきましても、住宅関連の減額についてはおおむねそういった部分だというふうにご理解いただければいいと思います。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 個人的にはやっぱり省エネ対策だし、このZEH基準とかに対応した住宅というのが快適に過ごせる住宅になるはずなので、どんどん使って、住民には活用してほしいなと思うところなのですが、この補助金に関しては、周知についてどんな感じで行っていましたか。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 町の広報紙等においてPRをさせていただいているところです。ほかの補助金関係も含めて行っておるところです。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

午後 零時03分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第17、議案第16号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億45万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費155万円の減額、2項1目賦課徴収費10万6,000円の減額は、年度末までの一般職給料等の見込額の精査及び国保標準システム環境移行業務委託料及び同システム保守業務委託料の見込額を精査し補正するものです。

3款1項1目医療給付費分は、歳入の保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金の補正に伴い、財源調整を行うものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費210万円の減額は、特定健康診査等業務委託料の実績見込額を精査し補正するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金4万8,000円の減額は、歳入の国民健康保険事業財政調整基金利子の補正に伴うものです。

8款2項1目繰出金については、保健事業の実績見込額を精査し、病院会計への繰出金12万9,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項1目国民健康保険税29万円の増額、3款1項1目保険給付費等交付金12万9,000円の増額及び4款1項1目利子及び配当金4万8,000円の減額は、収入見込額の精査により補正するものです。

5款1項1目一般会計繰入金492万3,000円の減額及び2項1目基金繰入金87万7,000円の増額は、歳出で説明しました総務費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費の補正に伴い、財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第17号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億284万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金366万5,000円の減額は、保険料負担金の確定により補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金366万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第18号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,692万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,131万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,038万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

9ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費146万9,000円の減額及び3項2目認定調査等費75万円の減額は、年度末までの一般職給料等や認定調査員報酬及び在宅介護実態調査業務委託料などの見込額を精査し補正するものです。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から6項1目特定入所者介護サービス費までの減額は、それぞれのサービス給付実績見込額を精査し補正するものです。

10ページ、3款1項2目一般介護予防事業費55万円の減額、2項1目包括的支援事業費26万円の減額、3目権利擁護事業費21万6,000円の減額、3項1目在宅医療・介護連携推進事業費14万5,000円の減額は、年度末

までの職員手当等の見込額や各事業の実績見込額を精査し補正するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金については、給付費等の補正に伴い646万1,000円の増額をします。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項介護保険料114万5,000円の増額及び7ページ、6款1項1目利子及び配当金6,000円の増額は、収入見込額の精査により増額するものです。

6ページに戻りまして、3款1項国庫負担金から7ページ、7款1項他会計繰入金までの減額は、歳出の総務費、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みの精査により補正するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。18ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費3万円の増額は、年度末までの職員手当等の見込額を精査し補正するものです。

2款1項1目介護予防支援事業費10万円の減額は、介護予防ケアマネジメント業務委託料の実績見込みにより補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、17ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金7万円の減額は、歳出の一般管理費等の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第20、議案第19号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,949万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款1項1目温泉施設管理費、24節積立金、温泉開発整備基金積立金1,176万4,000円の増額は、次年度以降の温泉開発事業費補助金の財源を確保するため積立てを行うものです。27節、一般会計繰出金168万6,000円の減額は、町内温泉組合に交付した温泉開発事業補助金が予算より実績で下回ったため減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。2款1項1目利子及び配当金につきましては、温泉開発整備基金利子の収入見込額の精査により3万6,000円を減額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金1,180万円の増額、2項1目温泉開発整備基金繰入金168万6,000円の減額は、歳出に対応して財源の調整を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第21、議案第20号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計

補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるとし、第2条においては、業務量の補正を行っております。

(2)、年間患者数であります。12月までの実績を勘案し、既決予定量を下回る見込みとなったことから、入院及び外来患者数の予定量を見直すものです。

(3)、1日平均患者数も、年間患者数の減に合わせて予定量を減としています。

(4)の成人病検診、町から委託を受けている人間ドックであります。こちらも受診者数の減により予定量を見直すものです。

(5)、主な建設改良事業については、事業が終了し、事業費が確定したことに伴う減額であります。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては病院事業収益について、既決予定額10億6,920万5,000円から113万4,000円を減額し10億6,807万1,000円に、支出においては病院事業費用について、既決予定額11億2,037万9,000円から113万4,000円を減額し、11億1,924万5,000円にしようとするものです。

第4条は、資本的収支予算において、医療機器等整備事業の事業費の確定に伴い、資本的収入を既決予定額6,838万3,000円から604万5,000円を減額し6,233万8,000円に、資本的支出を既決予定額9,616万4,000円から608万9,000円を減額し、9,007万5,000円にしようとするものです。

2ページ、第5条は企業債の補正ですが、医療機器等整備事業の事業費の確定に伴い、限度額を3,460万円に変更するものです。

第6条は、今回議会の議決事項に関わる給与費等の補正を行ったことに伴い改めるもの

です。

第7条は他会計からの補助金の額の改正、第8条はたな卸資産購入限度額の改正となっております。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

予算書12ページを御覧ください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。1款1項医業費用、1目給与費については、育児休暇取得及び育児時間取得中の職員の給与及び手当の調整、昨年度末で退職した給食調理員1名の給与及び手当の減額を含め、各職種における給与、手当及び法定福利費について、12月までの支払い実績と今後の支払い見込みを精査し、563万2,000円を減額していますが、13ページ、14節退職給与金において、今年度末で退職予定の職員3名に係る退職手当組合特別負担金1,206万7,000円が増額となることから、643万5,000円を増額するものです。

2目材料費440万円の減額は、1節薬品費及び2節診療材料費について、これまでの支払い実績と今後の支払い見込みにより合わせて500万円の減額を、3節給食材料費については、食材が高騰していることに伴い、60万円の増額を行うものです。

3目経費、10節修繕費12万4,000円を増額は、ローダー除雪機のファンベルト交換及びヒーターモーターの交換を行うものです。16節出張診療費については、今後の診療応援見込みを精査し、300万円を減額するものです。19節諸負担金54万7,000円を増額は、岩手県派遣医師給与費等負担金の額が確定したことによるものです。

14ページ、7目研究研修費については、今

後の研修等への参加状況を精査し、70万円を減額するものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費6万5,000円を増額は、企業債利息及びリース資産利息の額の確定によるものです。

10ページにお戻りください。収益的収入について説明いたします。1款1項医業収益については、1目入院収益及び2目外来収益の12月までの実績を勘案し、入院患者数を当初見込数1万220人から1,918人減の8,302人に、外来患者数は当初見込数2万6,174人から588人減の2万5,586人として再試算を行い、8,108万4,000円を減額するものです。

また、3目その他医業収益236万円の減額は、1節他会計負担金においては、救急医療の確保に要する経費及び保健衛生業務に要する経費の額確定により184万円の増額をするとともに、2節公衆衛生活動収益、3節成人病検診収益、4節受託検査施設利用収益、5節介護保険収益について、それぞれ12月までの実績及び今後の収入見込みを精査し、合わせて420万円を減額するものです。

11ページを御覧ください。2項医業外収益、2目他会計補助金であります。医業収益の減収分を補うため、一般会計からの補助金7,032万円の増額をお願いするものであります。

4目長期前受金戻入の増額及び6目県補助金の増額は、今年度分の額の確定によるものです。

5目その他医業外収益200万円の増額は、中部病院への医師派遣経費の増を見込むものです。

7目国庫補助金944万円の増額は、医療機関における賃上げ、物価上昇に対する支援事業費補助金を見込むものです。

6ページを御覧ください。資本的支出であります。1款1項1目設備費において、今年度予定していた医療機器等の整備、更新に

伴う事業費が確定したことから執行残の608万7,000円の減額を、2目リース資産購入費については、複合機賃借料の額確定により2,000円を減額するものです。

最後に、5ページ、資本的収入についてですが、1款1項1目地方債600万円の減額及び2項1目他会計出資金4万5,000円の減額は、医療機器等の整備、更新に伴う事業費の確定によるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 1ページ、業務量の関係で、特に入院の人数について大きく減少しているかと思えますけれども、この点についてどのような分析を行っているかお知らせください。

副議長 病院事務長。

病院事務長 入院の患者数の部分についてです。当初予算では、1日平均28人、病床利用率70%として試算をしております。実際に今年度の実績を見ますと、減数せざるを得ないといった状況になっております。

この積算の根拠といたしましては、過去に、平成30年度になりますが、69%という病床利用率に最終的になった年度がありました。現在は70%という数値を目標にして予算を組み立てております。

これまで、ここ数年入院患者数、外来患者数もですが、減少してきておりますが、少ない人数での予算積算ではなくて、過去数値が近年で多かった70%を目指しての数値の積算にさせていただいております。実際そのように少ない部分になりますが、その部分については医師、そのほか医療従事者ともこの状況を確認し合っております。

何でもかんでも入院という部分には至りませんけれども、まず当院で診療できる方については、極力入院をしていただいたり、診療に来ていただいたりというような部分で、職員間で確認し合っているというような状況です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第21号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるとし、第2条では業務の予定量の補正を定めており、主要な建設改良事業である泉沢地区配水管布設替事業1億1,676万5,000円に197万8,000円を増額し、事業総額を1億1,874万3,000円に

しようとするものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について、既決予定額3億7,481万8,000円から204万5,000円を減額し、収入の総額を3億7,277万3,000円に、支出においては水道事業費用について、既決予定額4億1,397万1,000円から191万2,000円を減額し、支出の総額を4億1,205万9,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。第4条では、予算第4条本文括弧書き中「1億6,448万7,000円」を「1億5,149万8,000円」に改め、また資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては資本的収入について、既決予定額3億4,655万4,000円に1,496万7,000円を増額し、収入の総額を3億6,152万1,000円に、支出においては資本的支出について、既決予定額5億1,104万1,000円に197万8,000円を増額し、支出の総額を5億1,301万9,000円にしようとするものです。

第5条では、企業債について、泉沢地区配水管布設替事業の限度額7,510万円を8,100万円に補正するものです。

第6条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、3ページを御覧ください。既決予定額2,946万円から159万2,000円を減額し、職員給与費の総額を2,786万8,000円に改めるものです。

第7条では、他会計からの補助金の額1億7,142万2,000円を1億6,988万3,000円に改めるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。10ページを御覧ください。1款1項1目給水収益については、水道料金の収入見込額の精査により50万8,000円を減額するものです。

2項2目他会計補助金については、繰り出し基準に基づき、一般会計からの補助金153万9,000円減額するものです。

4目雑収益については、下水道事業において水道事業と併用で使用しているシステム等に係る負担金額の確定に伴い2,000円を増額するものです。

11ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費及び3目総係費については、事業費の確定及び人件費の精査により調整するものです。

12ページを御覧ください。4目減価償却費、有形固定資産減価償却費については、事業精査により77万3,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。14ページを御覧ください。初めに、支出から説明いたします。1款1項2目配水管布設替事業費については、事業費に不足が生じることから、197万8,000円を増額するものです。

次に、収入について説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項1目企業債590万円の増額、4項1目国庫補助金555万1,000円の減額は、泉沢地区配水管布設替事業の国庫補助金交付予定額に合わせ調整を行うものです。

2項1目他会計出資金792万2,000円の増額、3項2目工事負担金669万6,000円の増額は、事業費の確定に伴い調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは、14ページの支出の工事の請負費の増額についてなのですが、泉沢地区の配水管の布設工事は、これは県のバイパス工事に伴って行われる工事だと思うのですが、どのような理由で工事負担費が増額したかについてお伺いします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、改めて詳細について説明をいたしたいというふうに思います。

ご質問につきましては、主要地方道盛岡横手線の泉沢地区の岩手県が実施するバイパス化工事に伴う水道管の布設替工事ということになります。金額の変更、予算上の増額につきましては、この泉沢地区の水道管関係の工事に関しましては、令和6年度と令和7年度で実施設計をしております、ちょっと距離もあるものですから、2工区に分けて行うこととしております。詳細については、長瀬野と八年橋に係る部分で分けまして、北側と南側というふうに分けるつもりでいるわけですが、この実施設計については6年度と7年度でやっております、その7年度の実施設計後の概算工事費を算出したところでございますので、それに伴いまして必要額が確定したことから、不足分を今回補正させていただいて、年度内の入札発注を行う予定でいるということでございます。

副議長 高橋宏君。

8番 当初予定と大きな変化があったということではないですか。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 大きな違いといいますか、工事部分としてはかなりの金額の発注工事になりますので、まず200万円程度ということですから、それほどまで大きなことではありませんけれども、当然設計後の積算業務の中で数

字が出ておりますし、まして現在人件費の高騰ですとか、材料費が高騰しておりますので、その時々単価に応じてしっかり必要な経費を捻出していく、予算化していくということが常に我々のところでは進めているところでございますので、そういった部分では若干金額的にはずれがあるかなというふうに思っているところでございます。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第22号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによらし、第2条では業務の予定量の補正を定めており、主要な建設改良事業である下水道管路施設整

備事業の既決予定額3,222万6,000円から446万6,000円を減額し、事業総額を2,776万円に、公共ます設置工事の既決予定額125万1,000円から37万6,000円を減額し、事業総額を87万5,000円に、さらに合併浄化槽設置工事の既決予定額1,977万8,000円から844万1,000円を減額し、事業総額を1,133万7,000円にしようとするものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては下水道事業収益について、既決予定額3億6,468万4,000円に8,297万8,000円を増額し、収入の総額を4億4,766万2,000円に、支出においては下水道事業費用について、既決予定額4億8,309万2,000円から58万7,000円を減額し、支出の総額を4億8,250万5,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。第4条では、予算第4条本文括弧書き中「134万8,000円」を「5,000円」に改め、また資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては資本的収入について、既決予定額3億3,716万9,000円から1,233万7,000円を減額し、収入の総額を3億2,483万2,000円に、支出においては資本的支出について、既決予定額3億3,851万7,000円から1,368万円を減額し、支出の総額を3億2,483万7,000円にしようとするものです。

第5条では、企業債について、下水道管路施設整備事業の限度額1,810万円を1,380万円に、下水道処理場施設整備事業の限度額90万円を80万円に、3ページを御覧ください、特定地域生活排水処理施設整備事業の限度額1,710万円を980万円にそれぞれ補正するものです。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費について既決予定額2,172万7,000円から70万5,000円を減額し、2,102万2,000円

に改めるものです。

第7条では、他会計からの補助金の額1億3,627万2,000円を1億7,119万6,000円に改めるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項1目下水道使用料33万9,000円の増額、2目農業集落排水施設使用料2万8,000円の減額及び3目戸別浄化槽施設使用料50万3,000円の増額は、収入見込額の精査により調整するものです。

2項2目他会計補助金については、繰り出し基準に基づくものと併せ、下水道事業会計の公営事業化後の決算を受けて必要な内部留保資金を確保するため、一般会計からの補助金3,492万4,000円を増額するものです。

3目補助金26万4,000円の減額及び4目長期前受金戻入4,750万4,000円の増額については、事業費の確定などに伴い調整するものです。

14ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目管渠費、光熱水費28万6,000円の増額、2目処理場費、通信運搬費20万3,000円の増額は、予算に不足が見込まれることから調整するもので、委託料126万3,000円の減額、3目浄化槽費173万6,000円の減額及び4目総係費243万3,000円の減額は、事業費確定及び人件費の精査により調整するものです。

15ページを御覧ください。5目減価償却費、有形固定資産減価償却費については、事業精査により34万4,000円を増額、無形固定資産減価償却費についても同様に150万円を増額

するものです。

2 項 1 目企業債利息48万5,000円の増額と
2 目消費税及び地方消費税納税額202万7,000
円の増額は、額の確定に伴い、不足分をそれ
ぞれ調整するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予算額の
内容について説明いたします。17ページを御
覧ください。支出から説明いたします。1 款
1 項 1 目管路施設整備費484万2,000円の減額、
2 目浄化槽整備費844万1,000円の減額は、事
業費の確定に伴うものです。

3 項 3 目基金積立金39万7,000円の減額に
ついても、特定地域生活排水処理施設整備事
業の事業費確定に伴うものです。

次に、収入についてですが、16ページを御
覧ください。1 款 1 項 1 目企業債から 4 項 1
目他会計出資金までの合わせて1,233万7,000
円の減額は、各事業における事業費の確定に
伴い調整を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、
原案のとおりご決定くださいますよう、よろ
しくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり
ます。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 令和7年度西和賀町下水道事
業会計補正予算(第4号)についてを採決し
ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決され
ました。

ここで副議長の職務を仮議長に委ねたいの
で、2時まで休憩します。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時00分 再 開

仮議長 休憩を解き会議を再開します。

副議長から職務を引き継ぎました。暫時当
職が進行いたします。

それでは、日程第24、一般質問を行います。
一般質問は、質問者の質問時間が30分とな
っております。制限時間5分前には1鈴、制
限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳
守して質問してください。また、質問者及び
答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願
いします。なお、質問者におかれましては、
通告外の質問はできませんので、併せてお願
いいたします。

本日も、開会前の抽せんにて決定した登壇
順に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、刈田敏君の質問を許
します。

刈田敏君。

1 1 番 刈田敏です。今回通告は1件でありま
す。内容としては、農業振興についてお伺い
いたしたいと思えます。

早速質問に入らせていただきます。今後の
農業政策は、食料・農業・農村基本法の改正
により大きく変わろうとしています。本町の
農業を引き続き持続させていくためには、極
めて重要な時期と捉え、その対策を着実に進
めていくことが必要だと思っています。現状
と今後どのように対処していく考えなのかを
お伺いいたします。

初めに、担い手の育成についてはどのよう
に行われているかということで、①番、過去
10年間で新規就農者の人数はどれくらいか、
お伺いいたします。

仮議長 町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

新規就農者につきましては、ここ10年で約23人が就農しております。また、地域おこし協力隊として農林業分野で16人が配属され、そのうち現職と合わせて9人が農林業に携わっております。

また、新規就農者に対する対策としては、国の制度であります新規就農者支援制度による給付金や経営開始資金制度があります。さらには、県の農業関係機関及びJA並びに町が連携して、農業経営の開始に係るサポート体制を取っております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 ありがとうございます。ここ10年で23人の新たに農業をやろうとしている就農者がいるということでもありますけれども、再質問しますけれども、この中からは、今農林業ということで両方あるということなのですか、今まで農業に携わったことがない非農家からの参入もあるのか、その点をお伺いします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

人数については、ちょっと今ここでは分かりませんが、非農家からの就農もごさいます。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 もう一点ですが、この中にはやはり離農もあるのかという、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。全国的にいろいろな統計等がありますが、5年以内に30%がやっぱり離農するという、様々な原因もあると思いますけれども、そういう中にお

いて離農もあるのかということと、もしあるとすれば、その原因というのは捉えているのか、その点お伺いします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

まず、例外なく離農されている方もおられるということです。農林業を目的として、就農または協力隊として配属されましたが、就労している中で他の業種に興味を持って、新たな進路に変更したものと思われれます。ただし、本町を離れて農林業に携わっている例もあるやに聞いておりますので、やはりそれぞれのご都合があるのだらうなと思っております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 この離農に関しては、様々な要因があると思いますけれども、できればその辺もクリアすることで、さらに就農していく人たちが増えればと思っております。

②番のほうの増やすほうも一緒に回答いただきました。やっぱりいろいろご指導等いただいているということで、大変ありがたいということでもありますし、補助金に対してもいろいろあるということで、やっぱりそれを有効的に使っていくというのが重要で、やはり新規就農ということで、新たにそういうことを目指した人にはなかなか難しい点もあると思います。計画等の作成等。その点をサブセンターのほうで指導していただいているということですが、これについてももう少し詳しくお伝えいただければと思います。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

新規就農者の方々であったり、あとは興味を持たれている方、それから地域おこし協力隊で来られる方、様々なタイプでいらっしゃるわけですが、そういった方々を対象に、町、それからJA、そして先ほど議員お

話のあったとおり、県の機関で農業改良サブセンターさん、そういったところが連携して、いろいろな資金面の話、それから計画、そういったものについて指導します。また、サブセンターのほうからは、それに加えて実際の農業技術、そちらについても町の、我々だとなかなか教えることは難しいのですけれども、そういったところについても県の方々から勉強会開いていただいて、ご指導いただいているということでございます。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 やはりそういう指導していただくということは大変に貴重なことだと思いますし、ある意味それというのは、町独自で願う、西和賀の中でそういう指導をしていただいているということによろしいですか。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

以前農業塾というような形でも実施していたことはあるのですけれども、今はそういった農業塾とはまた、やっていることは似ているのですけれども、県の方々のご指導いただいているということになりますので、いずれこういったことについては、やっぱり市町村ごとに、西和賀のやり方もあるでしょうし、ほかの市町村さんでもいろいろな例はあると思いますけれども、いずれ県で開催する研修会とか民間で開催する研修会だとか、そういったものも併用しながら、町としては今そのような、先ほど答弁したような形で、県の協力を得て勉強会を開いているということでございます。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 いろいろありがたいことだと思いますので、その辺は引き続き町のほうとしても協力体制を取りながら、JAもそこには入っていると思いますので、お願いしていくことが

必要になってくると思います。

やはり担い手対策としては、いろいろそのような施策が行われてきているというのは理解したのですけれども、さらに農業も魅力は十分であることをやっぱりアピールしていくことも必要なことだと考えます。農業的にはビジネス面での価値も相当今は出てきていると思います。どういう魅力を伝えるかということになると、まずは独立できて定年がなく、自分らしさを追求できる、そういうこともある。それから、需要が高い農作物などを調製することでもうかるチャンスも出てくる、食料自給率など社会的課題に取り組めるなど、やはり農業面に関しても以前とはまた違うすばらしいやり方があるということをいろいろアピールしていくことが必要になってくるのではないかと思います。

それからもう一点、ITの活用により農作業の効率化が図れる状況になってきているようです。これまでの農業のイメージも変わってきていると思います。省力化、人手の確保に対しても進んでいる状態ですけれども、次の質問に入りますけれども、スマート農業に関してお伺いいたします。

農業の人手不足対策としてスマート農業をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

各経営体では、工夫を凝らして人材の確保を目指しているものの、農業労働力は不足している状況でございます。Iターン、Uターンによる就農や地域おこし協力隊制度を活用した人材確保などを図っており、今後も担い手の確保に努めてまいります。

次に、スマート農業についてでございますが、本町のような中山間地域では、平場地域で行われている大規模な圃場に無人トラクターで作業をするようなスマート化はなかなか

難しいものの、スマート技術のある農業機械の導入促進等により、省力化を図ってまいりたいと考えております。

また、中山間地域直接支払交付金にもスマート農業加算が今回第6期対策から導入され、本町では7協定が取り組むこととしております。ドローン導入による防除作業の省力化やラジコン草刈り機による除草作業の軽減等に取り組むこととしております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 ドローンについては、いろいろ実践しているというのは分かるのですが、ラジコン草刈り機についてはこれまでもそういう事例があったのか、お伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

ラジコン草刈り機については、やはり最近出てきたものになりますので、それを今からもう使っているというのは、使っているところはないのですが、この中山間地域の直接支払交付金を活用して、高価なものになりますので、すぐ今年買えるというものではないのですが、第6期中の時間を使って、ある程度お金をためて購入して導入していきたいというふうなことになると思います。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 やはり人手不足という、省力化については、この辺はやっぱりきちっと検証しながら、いろいろな場面でも使えると思いますので、何とかその辺は進めていただきたいと思いますし、今朝の農業新聞には、スマート出荷体系の記事がちょっと載ってまして、やっぱりリンドウとかいろいろな、イチゴの例だったので、そういうのも大いに活用できるということですので、その辺もいろいろ探りながら、人材不足の分を何とかクリアできるように目指していただければ

と思います。

次に、それでは農作物はどのようになっているのか、大ざっぱでありますけれども、次の質問に行きますけれども、農作物について、それぞれ作付面積及び農家戸数についてお伺いいたします。これについては、①番として稲作について、②番、花卉、リンドウについて、③、大豆、ソバについてということになりますので、この辺をお伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

概数となりますけれども、令和7年度現在の稲作については、作付面積が642ヘクタール、農家戸数が249戸となっております。花卉につきましては、作付面積15ヘクタール、農家戸数が43戸となります。大豆、ソバについては、大豆作付面積が43ヘクタール、農家戸数7戸、ソバ作付面積が204ヘクタール、農家戸数16戸となっております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 実際私自身が農業に携わっているわけではないので、数的にはいろいろな資料の中では分かるのですが、今後の見通しとしてはどのように見ているのか、その辺をお伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員ご質問の稲作、それから花卉、リンドウ、そして大豆、ソバについての農作物の今後の見通しということになると思うのですが、いずれどうしても人口減少もございまして、それからあと鳥獣被害もあつたりとか、いろいろな要素がたくさんございまして、ただ、食料自給率を上げていくためにも、やっぱり持続していくことが必要ではあるとは思ってはいるのですが、現実やはりどうしても縮小していくとか、規模は小さくなっていかざるを得ないのだろうなどは思

っております。ただ、そんな中であっても、使える農地、使えない農地等々工夫しながら、何とか維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 現状としては、担い手、それからやっぱり就農する方々が減っていくというのは現実味がありますけれども、まだまだやりようによってはやはりこれつなげていけるのだと思いますけれども、何といたっても自分たちの農地はしっかり守っていくということが重要で、今日の質問の一番そこが肝なのですけれども、現状としては耕作地における課題が大きいということでありまして、次の質問に入りますけれども、やはり耕作地に関しては地域計画が関連がかなり大きいと思います。地域計画の策定状況と今後の課題についてをお伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

地域計画は、町内を9地区に分けて、令和7年3月に策定をしております。計画策定の際に、地域の農地を誰が活用するのかを話し合い、それを地図に落としした農地一筆マップを作成しております。農業委員をはじめ、地域の農家が作成に関わっており、今後は随時見直しを行いながら、これらを活用して地域の農地を守っていくこととしております。

課題につきましては、担い手が少なく、将来的に全部の農地を活用していくことは難しくなっているため、活用する農地と活用できない農地の線引きが必要になってくるものと考えております。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 地域計画、どこでも今そういう流れの中でやっているわけですが、やっぱり農地をまとめるということは手段であること

の認識を皆さんに広めていくことが必要だと思いますし、これは農家のみならず、地域としてそういう形、農地を守っていくのだということをやっぱり農業関係者以外にも知らせていかなければならないと思います。単純に地域計画の中では、集約するということがばらばらな農地では作業効率が悪いとか、農業機械が入りにくいとか、人手やコストがかかりやすいということ、このような問題を改善していこうということの流れではありますけれども、そこには担い手がやっぱりやりやすい環境整備を築いていくことが重要と考えます。その辺も踏まえながら、この地域計画は今回だけでなく、さらに突き詰めていくことが大変重要になっていると思います。

最後の質問に入ります。そういう中において、(5)として、持続可能な農業経営を進めていくためには、やはり人材の確保、それから魅力ある農業、労働環境の改善であったり経済的に本当に安定していくということが、推進が不可欠であるということでありまして。現状を整理する意味も含めて、前段で質問してきたことが、何より農地保全が特に重要ということで、やはり地域の中で農地をどう守っていくかというのが、これが今後の農政に関しては非常に重要なことと考えます。

そこで、地域が一丸となり連携していくことが本当に今求められていることだと思いますけれども、農地をどのように維持していく考えなのか、地域とどのように関わりを持っていく考えなのかについてお伺いいたします。

仮議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

中山間地域の地域づくりは、農村集落の暮らしによって成り立っており、集落を維持していくことが非常に重要と考えております。しかし、高齢化等によって活動が縮小している集落も多くなっております。農業施策とすれば、中山間地域直接支払交付金や多面的機

能支払交付金を活用することが有効であると考えられますが、事務作業が煩雑で対応できない集落も出てきております。

町では、これら交付金に係る事務作業をなるべく事務の負担にならないよう、農林課及び農業振興センター職員が随時事務支援を実施しております。活用する農地と活用しない農地の線引きも必要となってきますが、今後は最小限の労力で最大限の効果を目指した農業の省力化を目的に、スマート農業技術である農作業支援ロボットの導入やA Iを活用した事務作業支援に加え、デジタル技術等を活用した鳥獣害対策等も進めていく必要がございます。

人手不足を補う技術を積極的に取り入れ、そのことが少なからず地域住民の生活基盤の確保など、地域全体で課題に取り組む動きが維持されることにつながると考えます。また、令和8年度からの事業であります委託型集落支援制度の活用も有効と思われれます。地域住民が行う活動に対して、町としてはできる限りの支援をしていければと考えておりました。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 委託型集落支援制度ということで、もう少し具体的に、どのようなことを行っていくのか、その辺をお伺いします。

仮議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

集落にお願いする支援員のご質問でございますが、今現在営農集落支援員は町が雇用して、地区6か所に配置して、冬場は2か所、3人ずつ配置しておりますが、そういった形で集落支援員を今雇用してございます。今度令和8年度からは、地域が直接雇用する形の集落支援員というものを今予算の中で上程をさせてもらってございます。

今回お願いする形というのは、町が地域からこの人を集落支援員にお願いしたいという

方を挙げていただいて、その方を町が委嘱といたしますか、任命をして、あとは直接地域との方とのやり取りで委託契約を結ぶと。経費の部分、お金の部分については、町がその部分を予算措置するということになります。地域のほうにお金をお出しすると。そのお金を地域は支援員さんの中でやり取りをしていただくと。

集落支援員の役割でございますけれども、集落の維持はもちろん、活性化、あとは地域の事情を詳しく、集落対策の推進の中でいろいろ聞き取りであったり、そういった集落の巡回、あとは状況把握、そういったものがまず中心にはなりますけれども、それ以外に、今回課題となっております地域での話合い、そういった部分の事務作業の手伝いであったり、農林関係であれば今言っていた中山間だったり農地・水であったり、そういった事務作業についても、できる限りフォローできるような形に対応できる支援員というものを今考えておるところでございます。

以上です。

仮議長 刈田敏君。

11番 大変すばらしいことで、これがやっぱり十分機能していけば絶対変わっていくと思うのですがけれども、今始まったばかりというかの中でだと思えますけれども、これを成功させるためには、やっぱり地域とのつながりというのも非常に大事だと思うので、その辺を、なかなかそういう話が出るのですけれども、そもそも中山間だったり多面的機能であったり、事務作業というのが負担が大きいというよりも、もうやれないような状況の中にあって、今集落の支援員さんたちがそこに入ってどうやるかということも非常に難しいですけれども、大きな力にはなっていくと思います。これをやっぱり時間をかけてでも何とか成功させていくことが、この西和賀の農業の将来をやっぱり持っていきけるものだと考え

ます。何とかその辺も十分考慮しながら、かなりハードルは高いと思うのですが、皆さんで考えていければいいのかなと思います。

これから住民主体による、やはり持続的な地域運営が必要なことは間違いがないですが、農地を荒らさないことは地域の環境を守ることですし、農業と地域はやっぱり一体であります。その中で、景観の形成や防災機能の維持、文化の継承、これまで先人から受け継いできた農業は地域と密着して我々の生活を営む上でなくてはならないものになっております。そういう意味では、やはりこれまでの流れではなく、もう一工夫、二工夫しながら、何とか農地の維持、そして集落の維持をつなげるような形での計画というか、集落支援員さん方をうまく使っていただければと思います。

これで今日の質問を終わりますけれども、様々な立場の中で連携し、やっぱり今後のあり方に夢を抱きながら、これから挑戦していくということが今一番必要なことだと思いますので、皆さんもやはり農業、それから集落、それからそれによって西和賀町の持続可能な町ができていくということを再度認識していただきながら、皆さんで頑張ることをお願いいたしますか、皆さんで頑張っていきましょうということを申し上げまして、今回は私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

仮議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

では、ここで当局の職務を副議長に引き継ぐために暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休 憩

午後 2時32分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

仮議長から職務を引き継ぎました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日3月4日の一般質問は3人を予定しています。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時32分 散 会